



クマ対策の状況について

環境省北海道地方環境事務所
野生生物課

HOKKAIDO-YASEI@env.go.jp

令和8年6月12日

クマの被害防止対策の概要について

1 クマの分布域拡大と被害の増加

- **ヒグマの分布域は約1.3倍に拡大**（平成15年⇒平成30年度）
推定個体数（令和5年度）は12,180頭で**30年間で2倍以上に増加**
- **ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大**（平成15年⇒平成30年度）
- 人口減少・高齢化等により、**クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大**、令和5年度に、**人身被害が多数発生（219人）**

2 指定管理鳥獣への指定と都道府県等への支援の強化

- **クマによる被害防止に向けた対策方針**（令和6年2月）。**クマの地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止**により、**人とクマのすみ分け**を図る
- **「クマ被害対策施策パッケージ」**（令和6年4月）
環境省、農林水産省、林野庁、警察庁、国土交通省が連携して取り組む
- **四国を除く個体群を指定管理鳥獣※に指定**（令和6年4月）
※集中的・広域的に個体数・分布域の減少を図る必要がある鳥獣（シカ、イノシシ、クマ類）
- **指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ対策を追加**（令和6年8月）
都道府県等へのクマによる被害防止対策への**財政支援を強化**

3 鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月成立、9月施行）

- **人の日常生活圏における銃猟を可能とする鳥獣保護管理法改正**
※改正法の運用方法を解説する緊急銃猟ガイドラインを令和7年7月に公表
- **緊急銃猟の実施（令和7年の9月の施行以降、既に50件以上が実施）**

令和7年度のクマによる被害

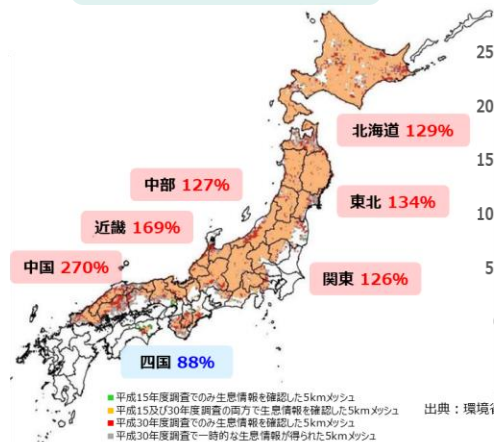


- ・出没情報（50,359件）
- ・人身被害件数（216件）
- ・人身被害者数（238人）
- ・死者数（13人）※

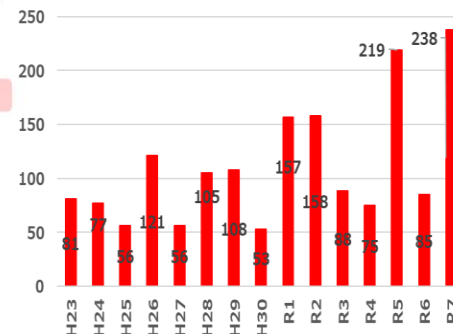
いずれも
過去最多

※令和8年4月6日時点で環境省が把握している数字

クマの分布域の増減 （平成15年⇒平成30年度）



クマによる 人身被害人数



4 「クマ被害対策パッケージ」(令和7年11月)

- **クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定**
参加閣僚：官房長官、環境大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員長
- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、**関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る**
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、**増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する**
- 環境省の実施する施策として、ガバメントハンターの人件費や資機材等について、交付金による支援や、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定等が盛り込まれる

5 「クマ被害対策ロードマップ」(令和8年3月)

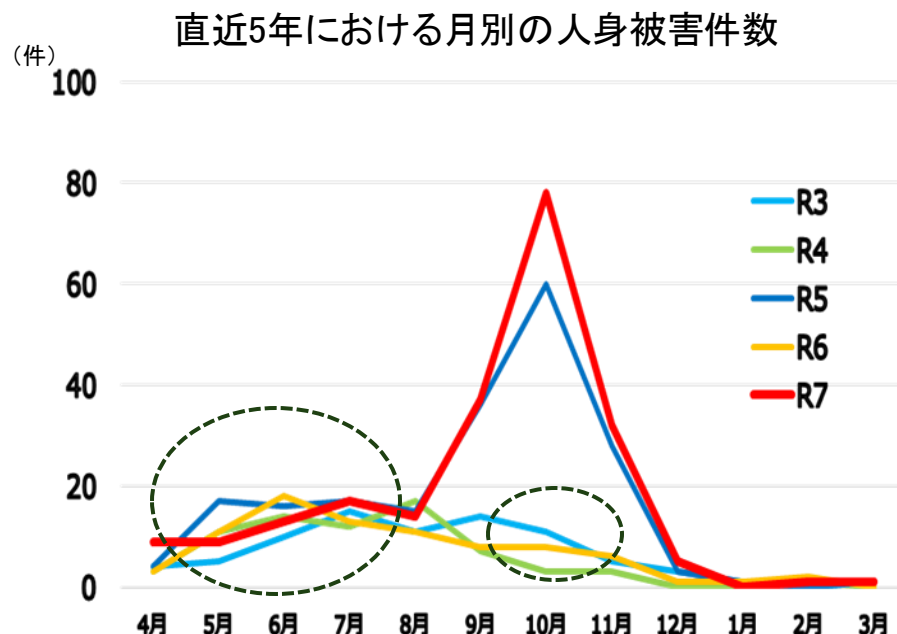
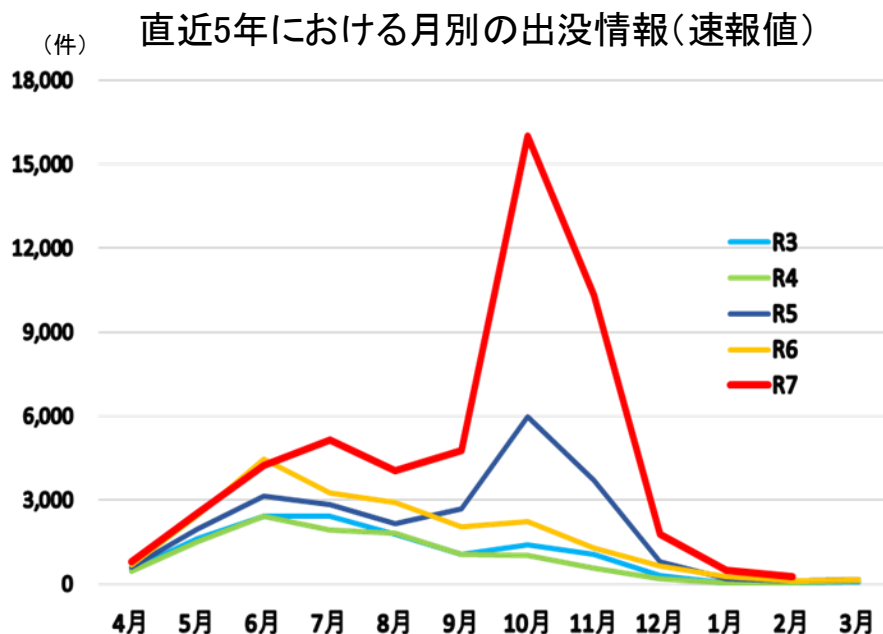
- **クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定**
- 捕獲目標頭数を設定し、ガバメントハンター等の配置や、資機材の必要量の見込み等を明記。

令和7年度のクマの出没や被害状況について

○ 令和7年度の出没情報、被害件数、被害者数の推移※

※ 更新頻度：人身被害・死亡者数は翌月中頃までに、出没・捕獲数は1ヵ月

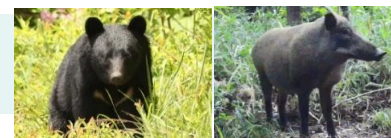
	出没情報(速報値) (4月～2月)	人身被害件数 (4月～3月)	人身被害者数 (4月～3月)	死亡者数 (4月～3月)
令和7年度	50,359	216	238	13
令和6年度	20,370	82	85	3
令和5年度	24,196	198	219	6



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の概要

人の日常生活圏に**クマ等**が出没した場合に、地域住民の**安全の確保の下で銃猟を可能**とする。



ツキノワグマ

イノシシ

■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※2における銃猟、**建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、**より予防的・迅速な対応を可能とする必要**。

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する**危害を防止する措置が緊急に必要で、**
- ③的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をする**ことが銃猟以外の方法では困難であり、**
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、**
危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4に委託して実施させることができる（**緊急銃猟**）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれが大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援を要請**することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



北海道斜里町提供
市街地に出没したヒグマ



福岡県提供
建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供
対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

<施行日> 令和7年9月1日

※上記改正法による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。**
- **人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。**

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
- ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）
- ★警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）
- ★都道府県・市町村等と連携した出沒時の安全確保（警察庁、文部科学省）
- 自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）
- ★学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）
- ★農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻酔銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出沒防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出沒情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出沒対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出沒傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出沒対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

クマ対策（クマ被害対策パッケージ関連）

（単位：億円）

事 項	R6補正	R7当初	計	R7補正	R8当初	計
指定管理鳥獣対策事業等(クマ類・ニホンジカ・イノシシ)	26	9	35	55	70 (※)	125
【うちクマ対策】	5	1	6	34	62	96
（内訳）						
①交付金	4	1	5	28	52	80
②国による調査研究等	1	-	1	5	5	10
③国立公園における対策	-	-	-	1	5	6

※うち、60億円は国際観光旅客税財源を活用
（国際観光旅客税財源は全てクマ対策）

①交付金事業

地方自治体が行うクマ類の捕獲や人材育成等の被害防止対策への支援

- ・ガバメントハンター人件費
- ・狩猟団体等への委託費
- ・人材育成のための研修費
- ・緩衝帯整備費
- ・誘引物の撤去費
- ・ICTを活用した出没対策費
- ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 等



捕獲に係る経費
（箱わなの設置、捕獲者に対する支援等）



クマ対策関連資機材の購入費
（クマスプレー、クマ鈴等）



ICTの活用
（自動撮影カメラによる
クマの生態調査等）



放任果樹の伐採



緩衝帯の整備

②国による調査研究等

※太字は新規・拡充して対応予定事項

- ・**生息状況調査及び個体数推定**
- ・**科学的な個体数管理に関する技術研究・開発**
- ・**捕獲技術者等の養成**
- ・**広域管理の考え方の整理**
- ・出没対応訓練の実施
- ・個体数が少ない四国個体群の保全



実地訓練の様子

③国立公園における対策

- ・クマ出没時の対応体制構築、マニュアル策定
- ・利用者向けの情報発信、地域関係者向けの研修会の実施
- ・野営場における電気柵、フードロッカーの設置
- ・クマスプレー等の貸出



電気柵の設置



研修会開催

クマ被害対策ロードマップ

令和8年3月27日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

【目的】：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、
「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る

【目指す将来像】：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る

2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031～（年度）

① 出没時の緊急対応

緊急時における対応体制整備の支援

緊急時における対応体制の維持・向上

② 人の生活圏への出没防止

放任果樹等の誘引物の管理支援

はこわな・クマ撃退スプレー等の資機材整備支援

ゾーニング管理計画の作成支援

③ 個体数管理の強化

個体数調査・推定（東北） 個体数調査・推定（全国）

調査結果のフォローアップ

個体数管理のための捕獲目標数を精緻化

広域的な管理方針に基づく管理

春期管理捕獲の実施支援・捕獲と処理の効率化及び支援

④ 人材確保・育成（ガバメントハンターを含む捕獲者の確保、高度な捕獲技術者育成等）

⑤ クマの生息環境の保全・整備（安定的な生息環境の確保等）

⑥ 情報の発信等（国民等に向けたクマへの対応の情報発信等）

⑦ その他・財政措置に関すること（研究開発、国立公園の安全強化、予算の確保等）

● ロードマップ全体の評価 （アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域の自治体において緊急的な対応体制が確保される
（自治体の緊急時の体制の確保率：100％）
2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する
（各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100％）
3. 恒常生息域の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる
（自治体のゾーニング管理計画策定率：100％）

■ 関係閣僚会議や関係省庁連絡会議を毎年開催し、進捗を管理

対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、
捕獲目標数と実際の捕獲数、ゾーニング管理計画の策定状況等を把握

データの精緻化を進め、
順応的にクマ対策を実施

【目指す将来像】

クマ被害対策パッケージ策定

(参考) 令和8年3月27日 第3回関係閣僚会議における木原官房長官ご発言

本日、政府は、新たな「クマ被害対策ロードマップ」を取りまとめました。まずは、環境大臣を始め、関係閣僚の精力的な対応に対し、敬意を表します。本ロードマップは、**2030年度までの、地域別の捕獲目標数やクマ捕獲作業に従事する自治体職員数、はこわなどの資機材に関する目標を設定**するとともに、**昨年末に策定した「クマ被害対策パッケージ」を盛り込んだ施策を、年度ごとに具体化することにより、実効性をより高める趣旨で策定**したものです。

関係閣僚におかれては、**今後、冬眠明けのクマの出没増加が懸念される中で、まずは、春期のクマの捕獲の推進に万全を期すなど、引き続き、強い緊張感をもって積極的に取り組む**ようにお願いします。

とりわけ、総務大臣には、クマの捕獲作業に従事する職員への支援など、クマの捕獲等に要する経費に対する特別交付税措置を通じて、地域の取組に対する支援を推進してください。

文部科学大臣には、学校や登下校時のこどもの安全確保を図るため、学校への専門家等の派遣や登下校見守りボランティアの活動の支援など、こどもの安全確保に向けた取組を着実に進めてください。

農林水産大臣には、強固な柵の整備、緩衝帯の設置、農地周辺の捕獲強化、森林の広葉樹林化など、地域での総合的な被害防止対策に取り組んでください。

国土交通大臣には、河川の樹木伐採等による出没防止対策に加え、観光地における旅行者の安全対策を進めていただきたいと思います。

防衛大臣及び国家公安委員会委員長には、自衛隊OB等や警察OBへの協力要請により、地域の捕獲者確保に努めていただくとともに、国家公安委員会委員長には、警察による住民の安全確保、市街地等における駆除態勢の確保に取り組んでください。

環境大臣には、**クマの個体数推定による地域ごとの捕獲目標数の精緻化、捕獲者の確保を含む地域の捕獲体制の整備、国立公園における利用者の安全確保対策**を徹底していただくとともに、関係閣僚と緊密に連携して、**本ロードマップに掲げた施策の進捗を定期的に確認し、必要があれば機動的に見直す**ようにお願い致します。

政府としては、国民の安全・安心の確保を最優先とし、「クマ被害対策ロードマップ」にのっとり、引き続き、**必要なクマ被害対策を戦略的かつ計画的に実行し、クマ出没時の対応体制の確立と、人とクマのすみ分け実現**に向けて全力で取り組んでまいります。

政府によるクマ被害対策 支援メニュー一覧

令和8年1月時点版
(抜粋)

クマ被害対策の各プロセスにおいて活用できるメニューをまとめているので、
ご参考にしていただくと幸いです。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

クマ被害対策に活用できるメニュー一覧表

メニュー分類	メニュー名	省庁名	対象
調査・計画策定	①特定鳥獣保護管理計画制度	環境省	都道府県
	②指定管理鳥獣対策事業交付金（計画策定・調査等事業）	環境省	都道府県
人材確保・育成、技術支援、活動支援	③指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）	環境省	都道府県
	④狩猟ポータル	環境省	民間事業者、国民等
	⑤研修会の開催	環境省	都道府県、市町村等
	⑥夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
専門家派遣	⑦鳥獣プロデータバンク（専門家の登録・派遣事業）	環境省	都道府県、市町村等
	⑧農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	農林水産省	市町村等
捕獲（緊急時、個体数管理等）	⑨指定管理鳥獣対策事業交付金（捕獲等事業）	環境省	都道府県
	⑩鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）	農林水産省	市町村等
被害防止対策（侵入防止柵設置、緩衝帯の整備、環境整備等）	⑪指定管理鳥獣対策事業交付金（出没防止対策事業）	環境省	都道府県
	⑫鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備、緩衝帯の整備）	農林水産省	市町村等
	⑬河川におけるクマ被害対策について	国土交通省	都道府県、市町村等
	⑭緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援	林野庁	都道府県、市町村、民間事業者等
その他	⑮鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用、クマスプレー）	農林水産省	市町村等
	⑯学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	文部科学省	都道府県、市町村等
	⑰地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	観光庁	都道府県、市町村、民間事業者等
	参考：ドローンについて、捜索・救助等のための特例を適用し、航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例	国土交通省	都道府県、市町村、民間事業者等
	参考：クマ被害対策等関係情報のお知らせ	環境省	都道府県、市町村

※交付金（指定管理鳥獣対策事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金）を受けて実施する事業や地方単独事業として実施する際に要する経費について、特別交付税措置